

論文要約

住岡 敏弘

I 論文題目

アメリカ合衆国ジョージア州における黒人公教育制度の成立過程に関する研究

II 論文構成

序 章 本研究の研究意図と研究方法

第1節 本研究の目的と視点

第2節 先行研究の検討

第1章 奴隷制と黒人の読み書き教授禁止法制の整備

第1節 綿花プランテーションと黒人奴隷制度

第2節 黒人の読み書き教授禁止法制の変遷

第3節 教育機会を求めた奴隷たち

小括

第2章 1865年解放民局法の制定と黒人学校の拡大

第1節 奴隷解放への流れと解放奴隷に対する支援活動の開始

第2節 連邦解放民局の設置と解放奴隷への教育支援活動の展開

第3節 南部における黒人の教育機会の拡大

小括

第3章 連邦解放民局による教育政策（1865－1872）の展開

－解放奴隷の「市民化」の方向性

第1節 解放民局行政官の言説にみられる解放奴隷の「市民化」

第2節 北部民間慈善団体の黒人観と「市民化」の方向性

第3節 解放民局と聖職者たちが目指した黒人公教育の内実

小括

第4章 ジョージア州における黒人公教育創設過程

－アトランタ市における初等学校制度整備過程に焦点を当てて

第1節 公教育創設以前の黒人教育の状況

第2節 ジョージア州における公教育創設に向けた政策論議の形成

第3節 アトランタ市における公教育創設論議と政治問題化

第4節 黒人公立初等学校制度の整備過程－市による監督権の確立

第5節 民主党の台頭と黒人の政治的影響力の低下

第6節 黒人からみた創設期の黒人公教育
小括

第5章 黒人公教育をめぐる政治的・法的枠組みの形成

- 第1節 1876年大統領選の妥協と南部再建の終了
- 第2節 連邦議会におけるコモンスクールに対する連邦補助法案の提案と挫折
- 第3節 司法による憲法修正第14条の解釈と「分離すれども平等」原則の確立
小括

第6章 南部における黒人公教育の整備の停滞—ジョージア州を中心として—

- 第1節 アトランタ市における黒人の政治参加の制限と黒人公教育の停滞
- 第2節 ジョージア州における公教育をめぐる人種間の不平等の把握
—アトランタ大学による南部諸州コモンスクール調査（1901年）から
- 第3節 都市部における公教育をめぐる不平等の把握
—アトランタ市の事例を中心として
- 第4節 農村部における公教育をめぐる人種間の不平等
—人種間協力委員会のA.F.レイバー博士の調査（1937年）から
- 第5節 黒人公教育に対する黒人自身の認識
—黒人の自伝にみられる言説の分析を中心として
小括

第7章 1920年州義務就学法と黒人公教育の漸次的拡充

- 第1節 ブッカーT.ワシントンの思想と手工教育をめぐる論争の展開
- 第2節 1911年州黒人教育部の創設と農村部における手工教育の推進・普及
- 第3節 都市部における黒人コミュニティの政治集団化と初等教育の改善
- 第4節 黒人公立ハイスクールの創設過程とその後の実態
小括

第8章 人種問題への意識の変化と黒人公教育の進展

- 第1節 反ファシズムと人種問題に対する世論の変化
- 第2節 「分離すれども平等」原則の厳格な適用と形骸化
- 第3節 教員給与の人種間の不平等と1944年市教育委員会決定
- 第4節 黒人の公民権の回復と利益集団としての黒人コミュニティの形成
- 第5節 1951年教育最低額保証基金プログラムと州白人リーダーたちの危機感
小括

第9章 分離教育撤廃の展開と1973年「アトランタの妥協」

- 第1節 黒人の請願運動から訴訟の提起へ
- 第2節 分離教育撤廃政策実施に対する黒人と白人の論理
- 第3節 「黒人の側から」みた分離教育撤廃政策実施過程

第4節 人種間の交渉による分離教育撤廃計画形成過程

第5節 「アトランタの妥協」と市の教育改革

小括

終章 ジョージア州黒人公教育制度の歴史的構造と特質及び課題

第1節 黒人公教育制度の成立過程の時期区分

第2節 黒人公教育制度の特質と課題

III 論文の要約

1. 課題と方法

自由と民主主義を標榜するアメリカでは、公教育においても世界的にもいち早く単線型の学校制度を整備し、国民に広く教育機会を提供し、教育行政制度の面をみても、独立制の、かつ素人支配・専門的指導性の教育委員会制度を確立してきた。

一方で、そのアメリカで公教育においていまだ人種分離が進行中との指摘がある。2004年のBrown判決50周年記念事業の調査では、白人生徒の80%以上が、白人以外の生徒がほぼゼロの学校に通っていることが明らかにされた。この結果を受けて、当時のページ教育長官は、「教育上のアパルトヘイトが進行し、1950年代の状況に戻ってしまった」と嘆いている。2008年に史上初の黒人のオバマ大統領が誕生し、人種差別や偏見の問題は過去のものになるかと思われた。にもかかわらず、公教育において人種問題は今なお深刻な問題となっている。

本研究は、社会的マイノリティである黒人に焦点を当て、黒人公教育形成の過程において、連邦、州、地方政府が公教育整備に向けてどのように関与し、そのなかで、黒人自身が公教育をどのように認識し、その教育保障のためにいかなる活動を展開したのかを考察していくものである。具体的には、ジョージア州を事例として、南北戦争後、公教育制度が発達していくなかで、黒人公教育が歴史的にどのように成立したか、その実相と特質および課題を明らかにすることを目的とする。南北戦争後、奴隷の地位から解放され、市民となった黒人の教育については、公教育制度のなかに一応位置づけられはしたものの、州法により白人とは分離された教育として扱われてきた。このように、黒人の側からアメリカの公教育制度の成立過程をみた場合、従来の白人を中心とした公教育史像とは異なるものが捉えられるのではないかと考えられる。

ところで、黒人公教育に関する研究については、わが国では、分離教育をめぐる判例の紹介やBrown判決以降の人種分離教育撤廃の動向報告、州憲法教育規定における人種分離教育規定分析などがあるが、これらは分離教育の判例や歴史的動向に関する部分的な紹介に留まっており、黒人公教育制度の成立過程について本格的に取り組んだ研究は管見の限り皆無である。

他方、アメリカでの研究もいくつか挙げられる。カバリー(Cubberley, E.W.)の伝統的進歩主義的教育史観を批判するリビジョニストの登場以降、アメリカ公教育史をめぐる論争が活発に行われてきた。近年、ホームル(Homel, M.W.)、ピンダーヒューズ(Pinderhughes, D.M.)やファス(Fass, P.S.)らに代表される、「下からの研究視点」を有する「新しい社会史」

から影響を受けた女性、人種、民族などの役割を視野に入れた研究が台頭しつつある。これらの研究は、1890年代から1920年代の革新主義期の大都市学区を対象に、教育政策をめぐる意思決定の場における黒人や移民といった主要な民族集団などが果たした役割を分析している。これらのマイノリティの視点を重視した社会史的な研究は、本研究との関係で非常に注目される。しかしながら、黒人公教育制度の成立過程研究からみた場合、以下の点が不十分である。ひとつは、これらの研究の対象が北部や中西部に限定されており、黒人に対する人種差別が激しく分離教育も法的に徹底されていた南部についての研究はその重要性にも拘わらず十分に行われていない。また、上記の研究は大都市学区を対象としているが、公教育の成立過程を考察する本研究は、公教育の基本的権限を有する州や連邦をも分析対象としている。さらに、今なお全米で「事実上の」分離教育が広がっている現状に鑑みると、研究対象を特定の時期に限るのではなく、黒人公教育制度の成立過程を踏まえ、近年の黒人公教育の動向をも一定程度考察の対象としていくことが必要と考えられる。

したがって、本研究の目的を達成するにあたっては、特に以下の3点の解明に留意する。第一は、一般に公教育制度の主要な特徴として挙げられる、公開・公費（無償を含む）・公支配・中立性・義務性の諸原則ならびに公教育の指導原理である教育の機会均等の理念を黒人公教育制度がどのように実現していったのか、その歴史的成立過程を明らかにしていくことである。第二は、黒人公教育制度の成立過程をめぐる多様な政治アクターがどのように関与し、その結果、黒人公教育制度がいかなる特質を有するに至ったかを解明することである。第三は、いわゆる「黒人の側に立って」黒人公教育制度の成立過程について分析していくことである。特に3点目については、黒人公教育の制度化をめぐる公教育を黒人自身がどのように認識し、それにどう関わったかも明らかにする。その際、学区や州、連邦政府などが公表した公的資料に留まらず、黒人自身が公教育についてものした資料（モノグラフや自伝、黒人新聞等）を積極的に取り上げるよう留意する。これらの検討を通して、黒人公教育制度の成立過程を構造的に明らかにし、そこにどのような特質があるかを解明する。

なお、ジョージア州を事例として取り上げる理由は以下の3点にある。第一は、南部諸州のなかで早い時期（1871年）に公教育制度を創設し、創設当初から人種別分離教育を法定するなど、南部諸州のなかで黒人公教育制度創設の先発地であること、第二に、深南部に位置し、他の南部諸州と同様に、1965年の奴隷解放宣言まで奴隷制を継続し、南北戦争後は、公教育が制度化される過程においても、激しい人種差別意識のもとで公立学校における人種隔離を法制化しており、その意味で同州は、南部諸州の黒人公教育の本質を捉える好個の材料といえること、さらに第三には、ジョージア州の州都アトランタ市において1973年に発表された「アトランタの妥協」がその後の全米の大都市学区の黒人によるコミュニティ・コントロールの取り組みを通じた教育の機会均等保障の試みとして全米的な注目を集めたことが挙げられる。

2. 構成と概要

本研究の目的を達成するため、本論文は、序章、本論9章及び終章をもって構成している。

序章では、本研究の研究意図と研究方法について論じている。

第1章では、黒人公教育が制度化される前段階として、奴隷解放宣言前の黒人の法的、経済的、社会的地位について検討するとともに、それを踏まえて南北戦争前の黒人教育の実態について明らかにした。

ジョージア州では1750年から黒人奴隷が導入され、1755年の「奴隷法」では、奴隷は法的に奴隷所有者の「所有財産」と解され、奴隷の読み書き教授が禁止され、奴隷やその子どもが学校に通って教育を受けることは違法とされた。さらに、19世紀に入り大規模な奴隷反乱が頻発すると、1829年には「黒人商船隔離法」が制定され、奴隷だけでなくすべての黒人に対する読み書きの学習や教授の禁止が徹底された。さらに、1836年には、州の刑法第13部が追加され、黒人の読み書き教授が刑罰の対象に明記された。南部白人社会を維持、統制するために、黒人全体に対する管理を徹底させており、その一環として、黒人の読み書き教授は厳禁されたのである。しかし一部の黒人は、地下学校に通ったり、宗教関係者から宗教教育を受けたり、最下層の白人にお金を支払うなどして、機会があれば教育を受けた。しかし、ほとんどの黒人奴隷は読み書きができなかった。読み書き禁止を強要された黒人の鬱屈した不満は、教育という手段によって逆境から脱したいという思いを急激につのらせていった。

第2章では、南北戦争後、連邦政府（北軍）が解放奴隷を市民として自立させる一環として、連邦政府の法制ならびに連邦解放民局の一般的な性格と活動内容を把握し、同局を通じた黒人教育に対する支援の特質を明らかにした。

1863年には奴隷解放宣言が発せられ、1865年には合衆国憲法修正第13条が追加され奴隷制が正式に廃止された。1866年の公民権法、1868年の修正第14条、そして1870年の解放奴隷の投票権を保障する修正第15条がそれぞれ追加され、解放奴隷をアメリカ市民とするための法整備が進められた。

そして、1865年には、黒人の市民としての自立を具体的に支援するための機関として、連邦政府により連邦解放民局が設置された。解放民局は、黒人のために自ら独自の教育制度を創設したのではなく、むしろ民間慈善団体との連絡調整のもとで、協力関係を維持しつつ、自らの教育援助活動に対して財政援助を行い、教育条件の整備を実施した。その意味では、解放民局の公的関与は民間慈善団体の教育援助活動の調整に重点が置かれていたといえよう。

解放民局は、民間慈善団体の教育援助活動を組織化し、黒人公教育の水準の維持向上をはかるため、慈善団体に対する財政援助と引き換えに、視学制度の導入や、教師や州教育長への定例報告提出の要求を通じて、学校の施設設備、教師の人数や資質、生徒の人数や学習状態、黒人学校の道徳状況の進展状況の把握に努めるとともに、さらに、教師に試験を課すことで教師の資質の維持をはかろうとした。

連邦解放民局はまさに学校を黒人の「市民化」の場として重要視し、奴隷制から解放された黒人の教育活動に対して積極的に公的関与を行い、黒人公教育の礎を築いたのである。

第3章は、前章で述べた連邦解放民局の一般的な性格と活動内容を踏まえ、黒人の「市民性」に焦点を当てて、1865年から1872年までの同局による教育政策の実相を明らかにした。

1865年に制定された「解放民局法」第2章では、解放民局に対する援助の目的を「でき

るだけ早急に『自助の精神』を有したアメリカ市民を形成する」ことにあると規定している。即ち、解放民局設立の法律上の目的は、奴隷制度から解放された黒人に対し「自助の精神」を有した「アメリカ市民」としての「市民性」を形成することにあつた。そこで、連邦解放民局による「半期年報」にみられる連邦解放民局教育長官や教育関係者の言説ならびに北部民間慈善団体の主張、そして黒人学校で最も普及していた ATS (American Tract Society) の教科書の内容分析から当時の「市民性」の概念を解明した。その結果、連邦解放民局は、黒人公教育政策を通じて、「市民性」といった一見中立的な概念を抛り所としつつ、北部白人社会の価値観を基礎とし、戦後の南部白人社会に適応し、且つ連邦政府や共和党の意向に沿う価値観の内面化を意図していたことが明らかになった。

第4章は、ジョージア州における黒人公教育の成立過程を、特に、アトランタ市の初等教育制度の創設過程に焦点を当てて分析した。

1870年に連邦解放民局の教育支援事業が終了する前後から、南部では公教育が発足していった。ジョージア州でも1868年制定の州憲法の第5編に「教育」条項が設けられ、黒人も含めたすべての子どもに教育機会が開かれる方向性が示された。1870年には、ジョージア教員協会が「ジョージア州のための公教育制度に関する報告書」を州議会の教育に関する委員会に提出し、そのなかでジョージア州の公教育は人種分離を前提とすることが提言された。この提言を踏まえ同年、州議会で「公教育制度創設法」が可決された。

このような州の動きを受けて、アトランタ市では、1871年には市議会は公教育についての決議に基づいて、1872年2月には市は白人向けに、8年制のグラマースクールを3校、ハイスクールを男子と女子に各1校建設した。しかし、黒人には学校新設はなく民間慈善団体が解放民局の支援を受けて運営していた2つの黒人(初等)学校が市に移管されただけで、ハイスクールの建設も行われなかった。結局「分離されしかも不平等な」ジム・クロウの原則が導入されることになった。黒人は請願活動を通じて、教育条件の改善を求めたが、受け入れられなかった。また、市教育委員会は、黒人公立学校の教員については、人件費節減のために、1887年に白人よりも給与の低い黒人教員を黒人学校に配置することを決定した。

このように人種分離のなかで不平等な学校教育が制度化されたが、当時の黒人がコミュニティを描いたモノグラフ(1894年)を分析した結果、黒人学校は、上級学校への進学準備のための機関として位置づけられ、黒人にとって教育機会を提供・保障する唯一重要な教育機関だったことが明らかにされた。

第5章では、1876年の再建期終了後から1890年代にかけて、公教育制度整備をめぐる連邦一州の政府間関係に関する議論の高まりや、合衆国憲法修正第14条の解釈が変遷していくなかで、黒人公教育制度の法的・政治的基盤がどのように形成され、ジム・クロウ体制が確立していったかを明らかにした。

再建期の終了とともに、各州では、黒人に対して人種差別的かつ抑圧的な姿勢をとる民主党が政権をとった。さらに、連邦議会においては、共和党が中心となってコモンスクール制度に対する連邦支援が検討されたものの、州権論を前に挫折した。その結果、公教育制度の整備に対する連邦の関与は期待できなくなり、当面、黒人公教育の整備は、主として民主党が支配する州政府のもとで進められることになった。

一方で合衆国最高裁は、1872年の Slaughterhouse 判決や 1883年の Civil Right 判決を

通じて連邦議会による黒人の公民権保護についての一連の法制を厳格に解釈し、黒人の公民権保護の範囲に大きな制約を加えた。すなわち、これらの判決以後、各地における人種差別はそれが「州の行為」であれば連邦議会は違法性を問えるが、「私人の行為」については、違法性は不問に付されたのである。その結果、学校をはじめとする公共の施設、場所における人種差別撤廃の要求に対し、その違法性を問うことは難しくなった。さらに最高裁は、*Plessy v. Ferguson* 判決において「分離すれども平等」の原則をもって、社会のあらゆる領域における学校の人種分離を正当化したのであった。

黒人にとって不利な黒人公教育をめぐる政治的・法的な枠組みが形成されていくなかで、南部諸州の黒人公教育の整備はさらに後れていくことになり、その教育環境はさらに劣悪の一途をたどった。

第6章では、黒人の政治参加が大きく制限され、さらに市民的自由も大幅に侵害されていくなかで、黒人公教育制度の整備がさらに停滞していった1890年代以降の実態について、黒人社会学者が著した1901年の黒人コモンスクール研究や黒人解放団体による1937年の農村部の教育実態調査や黒人自伝などの分析を通して明らかにした。

1870年以降政権を奪還した民主党政権は、黒人の参政権を制限するために、1871年には、市全体を「一選挙区とする選挙方式」(at large election)、1898年には「白人独占の予備選挙制度」(white primary)、そして1908年には人頭税(poll tax)を導入した。黒人に対する詐欺や脅迫行為も横行し、1906年のアトランタ市の人種暴動で両人種の関係は最悪の状況に陥った。その結果、1890年代以降、黒人による公教育の改善・拡充要求も全く無視され、黒人公教育の整備は停滞していった。1920年には、州義務教育就学法が制定され、8歳から14歳までのすべての子どもの就学が認められ、ここに一応黒人公教育が制度的に成立したと考えられる。しかし、法的に「義務教育」が実現したものの、黒人公教育の著しい進展はみられなかった。1890年代から1930年代まで、分離教育のもとで常に教育資源は白人に優先的に配分され、黒人公教育の整備は進まず、所謂「停滞期」のなかで、南部の就学率も1930年には白人は70%を超えていたのに対して、黒人50%にすぎなかった。さらに、20世紀に入っても十分に公立ハイスクールが整備されないなど、学校制度上の整備は遅々として進まなかった。

第7章では、1890年代以降ジム・クロウ体制の確立のもとで、黒人公教育制度の整備が停滞し続けるなかで、黒人自身の思想や活動が、黒人公教育の進展にどのような影響を与えていったかについて明らかにした。

1895年にアトランタ市ではB.T.ワシントンが全米綿花見本市の演説で、黒人が経済的に自立する上で職業技術習得の必要性を主張した。彼の主張とタスキーギの学校での実践は、全米の注目を集め、北部の民間慈善家は、基金を創設し、特に農村部の学校に資金援助を行いながら、手工教育の普及に努めた。カウンティ政府からの支援を期待できない黒人学校ではこれらの支援は学校運営の重要な資金となった。こうした状況を受けて州教育局は、1911年にカウンティや州の学校関係者と北部慈善団体の基金との連携を促進するために同局に黒人教育部(Division of Negro Education)を設置した。

一方で、第一次大戦後、全米各地の大都市に黒人人口が流入しゲッターが形成され、黒人の政治組織化が進んでいく。例えばアトランタ市では、1917年にNAACP(全米黒人向上協会)アトランタ支部が設立され、黒人公教育改善のための請願活動に加えて、有権者

登録運動を開始し、1918年から公債発行の住民投票に反対することで、市当局に圧力をかけた。その結果、1921年の公債発行をめぐる住民投票における政治的取引を通じて、市長は、公債を人口比に応じて配分し、教育年限や教育施設の面で白人ハイスクールと同等の公立ハイスクール建設を約束し、黒人に対して分離を前提とした中等教育制度が本格的に発足する契機となった。だが、1940年になっても、ジョージア州には、159のカウンティのうち48自治体にしか黒人公立ハイスクールが存在しなかった。

第8章は、1940年代以降、分離教育のもとで教育機会の平等化と黒人公教育がどのように進展していったかをNAACPやGTEA（ジョージア州黒人教員教育協会）の運動や連邦最高裁判決を通して検討した。

第二次世界大戦を機に、アメリカ国内での人種問題に対する意識は徐々に変容し、これが黒人公教育の整備にも少なからず影響を与えていくことになった。

NAACPは、「分離すれども平等」原則の見直しに向けて1930年代から高等教育の分野で法廷闘争を展開し、1938年のMissouri ex rel. Gaines v. Canada判決、1950年のSweat v. Painter判決、McLaurin v. Oklahoma判決で、高等教育段階で「分離すれども平等」原則に対する適用が厳格化された。これら一連の判決は初等中等段階においても「分離すれども平等」原則の適用が以後著しく困難になることを予期させる判決となる。

また、1930年代以降、南部各地で、人種別の教員俸給表の違法性を問う訴訟が起こされ、ジョージア州でも1939年のGTEA第19回年次大会を機に、黒人新聞Atlanta Daily WorldやM.L.キング牧師が組織した市民委員会が、黒人給与の問題が子どもの「教育の質」の問題に密接に関わっていると、市民を巻き込んだ形で給与平等化闘争を展開していった。そして1942年アトランタ市で人種別の俸給表に対する訴訟が提起された。これに対して市教育委員会は1944年6月に人種別の教員俸給表を廃止した。タルメージ知事や州議会下院前議長のR. ハリスなど州の指導者は、公教育の人種分離が撤廃されることに危機感を募らせ、1951年には、MFPE（教育最低額保証基金プログラム）を可決し、財政支援を通じて分離を前提とした上での人種間の教育格差の是正に取り組んだ。

このように、第二次世界大戦以降、黒人の組織的運動が奏功し、司法において「分離すれども平等」原則の適用が困難になり、それに危機感をおぼえた州のリーダーは、分離教育に拘泥し、分離を前提にした上で、黒人学校の改善を促進しようとした。

第9章では、1954年にBrown判決において分離教育が違憲とされた後、教育の機会均等の実現をめぐる分離教育撤廃がどのように進められ、その過程で事実上の分離教育に対処するために「アトランタの妥協」がいかにかはられたか、その経過と意義を分析した。

Brown判決を受けて、黒人は請願書を出し、教育委員会は特別委員会を設置したが、何ら具体的な進展はなかった。そこで、NAACPは、連邦地裁に提訴し、1959年には、地裁は教育委員会に分離撤廃計画を提出するように命じた。計画作成には黒人の代表は含まれず、しかも、1年に1学年ずつ分離撤廃するというもので、黒人の反発があがった。そこで市内の白人ビジネス・コミュニティが黒人リーダーと話し合いを続け、1961年に分離教育撤廃が実施された。しかし、黒人から見れば、白人学校に転校した黒人生徒は少数に留まっており、転校した黒人生徒への配慮も不十分なものであった。連邦議会で1964年公民権法が成立し、同法第4編で、学校教育の場での人種隔離撤廃に向けた権限が連邦教育局や司法長官に与えられた。アトランタ市でも、黒人コミュニティと教育委員会との話し合い

が進められ、1970年から、「M&M Plan」が導入され、黒人生徒の希望で白人学校に転校できるようになった。しかし、白人は既に郊外に流出し、市の公立学校は「事実上の分離教育」の状態になっていた。司法命令による分離教育撤廃が行き詰まりをみせるなか、地元の黒人リーダー、白人ビジネス・コミュニティ代表、教育委員会メンバーを構成員とするアトランタ・アクション・フォーラムが組織された。これは、分離教育問題の解決を法的解釈ではなく、コミュニティの意思決定に委ねようとするものであった。交渉の末、1973年には「アトランタの妥協」が発表される。これは、生徒配置計画において大規模な Busing（強制的バス輸送）はせず事実上の分離教育の状態をそのままにしておく代わりに、市の人種均衡政策の一環として市の教育行政機関に多数の黒人を登用するとともに、個々の公立学校の校長、教頭、教諭などの黒人比率を一定以上にする人事均衡政策をとることで、公教育の改善をはかろうとするものであった。こうして黒人コミュニティによる市公教育のコミュニティ・コントロールを通じた教育の機会均等保障がはかられることになった。

終章では、本論での論述を踏まえ、ジョージア州黒人公教育制度の成立過程を、公開・公費（無償を含む）・公支配・中立性・義務性の諸原則及び教育の機会均等保障の観点から、次の5つの時期に分けて総括した。

- ①連邦政府による公的関与開始期—黒人公教育の原初的形態形成期（1866-1872）：黒人教育への公的関与は 1866 年に連邦解放民局により開始され、北部慈善団体に対して財政支援と監督活動を行った。この支援は、1872 年に解放民局の廃止で終了した。
- ②人種分離を前提とした無償・超宗派・州支配の公立学校の制度化—「分離かつ不平等な」黒人公教育の創設期（1870-1896）：1870 年州は公教育制度創設法を制定し、人種分離を前提とした無償・超宗派の州支配の学校制度を創設した。公教育における人種分離は、1896 年の連邦最高裁判決（Plessy 判決）で法的な正当性が認められた。
- ③黒人公教育の停滞期のなかの州義務教育法制定と州黒人教育部の設置（1890's-1930's）：1890 年代から 1930 年代にかけて黒人公教育の発展が停滞するなかで、1920 年に義務就学法が制定され、一応黒人公教育制度が成立したものの、黒人公教育の著しい進展はみられなかった。
- ④公教育をめぐる法廷闘争と黒人公教育発展期（1938-1951）：連邦最高裁は 1938 年以降「分離すれども平等」原則適用が困難になり始め、州の指導者は、この原則が適用されなくなることに危機感を深め、1951 年に MFPE を制定し分離のもとで人種間の教育機会の均等化に取り組んだ。
- ⑤分離教育撤廃とアトランタの妥協（1954-1973）：1954 年の Brown 判決が出された後も分離教育撤廃は遅々として進まず、人種共学による教育の機会均等は実現することなく、市内の公教育は「事実上の」分離教育に陥った。そこで、1973 年に黒人リーダーは黒人によるコミュニティ・コントロールの発端となった「アトランタの妥協」を決断した。一般に公教育制度の主要な特徴として挙げられる、公開・公費（無償を含む）・公支配・中立性・義務性の諸原則は黒人公教育制度にも貫かれている。すなわち、黒人公教育は、奴隷解放宣言を嚆矢とした一連の法制による黒人に対する市民化の必要性を背景に、人種分離を前提としつつも、すべての子どもに開かれた無償・超宗派・州支配・義務性の公立学校制度として 1920 年の義務教育就学法制定をもって一応成立したのと考えられる。しかし、1890 年代から 1930 年代にかけて黒人公教育の発展は停滞し、黒人公教育の著しい

進展は見られなかった。また、1940年代から黒人リーダーによる法廷闘争等の結果、分離教育のもとで教育の機会均等化が進められ、Brown 判決を機に分離教育の撤廃と人種共学による教育の機会均等保障が目指されたが、「事実上の分離教育」の広がりを受けて、Busing による強制的な分離撤廃に代わり、黒人によるコミュニティ・コントロールを通して黒人公教育の改善を目指したのである。

以上の黒人公教育の制度化過程を踏まえると、そこには黒人公教育制度の特質として特に次の3点を指摘できる。

その第一の特質は、黒人公教育制度が一般の公教育制度に比べて不平等で、その整備が遅れるという「遅延性」を挙げることができる。1870年に州の公教育制度が創設された際、初等学校は黒人と白人の両者に提供され、その教育は無償とされた。しかし、学齢児童数はほぼ変わらないにも拘わらず1870年から1899年までの州の公教育支出総額は白人学校向けが黒人向けの5倍以上に達していた。また、1978年のアトランタ市の教員一人当たりの児童数も白人学校が60人に対し黒人学校が91人であった。また、中等教育段階をみても、アトランタ市では白人には男子と女子の各公立ハイスクールが1872年に建設されたのであるが、黒人には1924年になってようやく建設されたのである。

第二の特質は、黒人公教育制度の成立過程における連邦の強力な「関与性」を挙げることができる。すなわち、連邦政府や議会は、奴隷解放宣言直後から解放民局を通じて、北部慈善団体と連携しつつ奴隷の市民化に尽力した。連邦議会は1870年の解放民局撤退後も、ホア法案、パース法案そしてブレア法案で、黒人公教育制度の国立学校化または国庫補助を通じて、その整備に関与しようとしたが州権論を前に挫折した。このように黒人公教育制度の初期の段階で連邦議会は積極的な役割を果たしていたといえる。一方で、連邦裁判所が黒人公教育のあり方に多大な影響を与えていたことも見逃せない。1896年のPlessy判決で「分離すれども平等」の原則を提示し、分離教育が法的に正当化されると、黒人公教育の整備は停滞した。また、1938年と1950年の判決が出されると、「分離すれども平等」の原則の適用が厳格化され、人種格差の是正に州政府が積極的に乗り出すようになったのである。そして1954年のBrown判決後、分離教育撤廃が進められ、連邦地方裁判所も分離教育撤廃命令を出し、分離教育撤廃政策に深く関与したのである。アメリカ公教育制度が伝統的に地方分権的な性格を帯びながら発展してきたとされていたのに対して、黒人公教育制度の整備をめぐるのは、連邦政府、議会、裁判所がより積極的な役割を果たしたといえよう。

第三の特質は、黒人公教育制度が、黒人コミュニティやそこに暮らす黒人自身の同胞意識によって支えられ発展してきたという連帯性を基盤とする「エスノポリティクス」(政治性)を挙げることができる。黒人伝記”Black Boy of Atlanta”には、北部慈善団体が運営する学校で老若男女の黒人が生き生きと描かれ、1870年代に州やアトランタ市の公教育制度の創設に向けた論議が高まった際には、州議会や市議会に選出されていた黒人議員らはこぞって黒人に対する公教育制度の整備を熱心に要求し、その後も不平等な黒人公教育の改善を目指し請願運動を続けた。そして、1894年に黒人が著したモノグラフには、黒人学校は、黒人教師や校長が、教育委員会と黒人コミュニティの間に立ち、黒人学校の信頼性を獲得するなど、黒人にとって教育機会を提供する重要な教育機関だったことが明らかにされている。1917年以降、NAACPアトランタ支部が有権者登録運動を始めたことを契機に、

20世紀初頭以降、黒人自身の教育要求が公教育政策形成過程に反映されるようになると、彼らの要求活動は非常に政治的な性格を帯びることになった。黒人公教育の成立過程をみた場合に、教育をコミュニティ全体の問題として捉えさせ、彼らを動員し、黒人公教育の改善を通じた教育機会の拡充を実現しようとしたのである。まさに、政治学で言われているエスノポリティクスが公教育政策過程に作用している事例といえよう。本研究から、黒人コミュニティのパワーが黒人の公教育保障に寄与したのであり、黒人自身のこの認識が、「アトランタの妥協」の決定につながったと考えられる。

以上、黒人公教育制度の成立は、人種間の不平等を内包しつつも、黒人の子どもの教育機会を保障する上で一定の意義があったと評価できよう。特に、その成立過程において、黒人コミュニティ内部の団結が黒人公教育制度の発展を促したことは、マイノリティの教育機会を保障していく上で、単に **Busing** などを通して、黒人と白人を同所に置き、同一時間において同一の教師により、同一の方法を以って、同一の教材を教授するという形で、ある種、画一的に教育の機会均等を目指してだけでなく、マイノリティ児童生徒を取り巻くコミュニティとの関係や民族意識などへの配慮の必要性が示唆されているといえる。

また、アトランタの妥協は、教育環境の実質的平等化を図ろうとした点で、黒人公教育史上重要な施策であったといえる。しかし、黒人と白人の学習成果の平等化を図るには、コールマン報告書などで明らかにされているように、必ずしも、初等中等段階の教育環境の充実化のみでは十分とはいえない。今後、黒人と白人の教育機会の平等化を議論していく上では、学校の教育環境の格差改善の動向だけでなく、子どもの教育に影響を与えるとされる児童・生徒の家庭背景要因の学習に対する影響なども考慮に入れる必要がある。現在、分離教育撤廃が「事実上の分離」により行き詰まりをみせるなか、「落ちこぼれ防止法 (No Child Left Behind Act)」のもとで黒人公教育の質の確保に向けた施策が各地で進みつつある。今後の全米の取り組みの動向を注視していく必要がある。